

九州大谷短期大学同窓会奨学金返還について 2011年度

同窓会の奨学金は、皆さんの返還金が財源となります。後輩学生の奨学金のためにも自分の責任で返還するという自覚を持って、遅れることなく返還しましょう！

1. 返還について

①返還の条件等

- ・ 奨学金の返還は「奨学金返還計画書」にしたがって返還しなければなりません。
やむを得ず返還計画を変更する場合は、「奨学金返還計画書（変更）」を提出してください。
- ・ 奨学金の返還期間は卒業後5年以内です。
- ・ 奨学金は在学中は無利子です。ただし、卒業後は奨学金貸与金残高に対して年3%の手数料を毎年4月に支払っていただきます。（別途請求）

②. 返還方法について

(1) 預金口座振替で返還する方法（通常はこの方法で返還します）

奨学金は、基本的に預貯金口座から自動的に送金する口座振替で返還します。

※口座振替手数料

（銀行によって手数料の差違があるので直接お問い合わせ下さい。）

☆ 申込み手続き

ゆうちょ銀行あるいは銀行に預金口座を設け（すでに本人名義の口座があれば使用可）、申込書によって手続きをして下さい。

◎ 注意事項

- ・ 1ヶ月前までに手続きをして下さい。
- ・ 送金日に残高不足にならないように注意して下さい。

(2) 指定の振込用紙で返還する方法

同窓会指定の振込用紙でゆうちょ銀行もしくは銀行より返還金を振り込む方法 　　です。

(3) 返還金の振込先（口座番号）

ア. ゆうちょ銀行

記号番号　　1 7 4 1 0　 -　 5 9 1 8 4 3 1

加入者名　　九州大谷短期大学同窓会

イ. 銀　行

筑邦銀行 筑後支店　（普） 1 5 5 1 5 8 7

九州大谷短期大学同窓会奨学金

(4) 奨学金返済状況について

毎年4月に手数料の請求と一緒に、返済状況を通知。領収書の発行はしません。

③ 繰上げ返還について

繰上返還を希望するときは、同窓会事務局へご連絡ください。

④返済完了通知について

返済が完了したときは、「借用証書」をお返しいたします。

⑤返還金の督促について

返還は、あなたの責任です。あなたが返還しなければ、連帯保証人に請求します。

☆ 返済期間を過ぎても返還しないときは、民事訴訟法第5編 督促手続・第6編

仮差押等及び仮処分の手続きをとることがあります。

注 意！

民事訴訟の手続きにかかった費用は、返還者の負担になります。

2. 奨学金返還の免除・猶予について

本人が死亡その他の理由により、返還が不可能となったと認められる場合は、返還を猶予または免除することがあります。書類の提出が必要ですので、まずは同窓会事務局にお問い合わせ下さい。

3. その他の諸届

住所、氏名、勤務先、連帯保証人等の変更や町名・地番変更があったときは、速やかに同窓会事務局へ届け出してください。

問い合わせ先

九州大谷短期大学同窓会事務局

TEL 0942-53-9900 (代表) TEL/FAX 0942-53-2284 (直通)